

ドバイ首長国における GCC 資本の内国民待遇

2013年5月

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Clyde & Co LLPに調査、取りまとめを要請した内容に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
Email：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
Email：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP
Middle East Regional Office
PO Box 7001, Rolex Tower
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971 4 384 4004
Email： mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

ドバイ首長国における GCC 資本の内国民待遇

UAE は、GCC 諸国民とともに、外国資本投資の規制を緩和するのか？

2013 年 1 月、ドバイ政府経済開発局（以下「DED」）は、GCC 諸国民が GCC 加盟国以外の国の投資家（外国投資家）とドバイ首長国内に‘オンショア’事業を設立することを許可するよう求める GCC 諸国民からの要請を検討するため、特別委員会を発足したと発表しました。GCC は、現在、バーレーン、サウジアラビア王国、クウェート、オマーン、カタールとアラブ首長国連邦(UAE)で構成されています。（以下「GCC」）

DED による発表は、特に、工業、観光サービスなど、ドバイ経済に不可欠な主要産業に焦点を当てています。また、“パートナーシップ”という言葉が使われていますが、ドバイ政府が意味するところは、ドバイの LLC の定義見直しを含むのか、あるいはオンショアにおける別形態の法人なのか、発表の内容からは明確ではありません。この発表により、今後、UAE 国民以外の GCC 諸国民が、外国投資家の出資により設立した有限責任会社（LLC）の 51%株主となることが許可されるのか否か議論を呼んでいます。しかし、これらの懸案は、今のところ実行に移されていません。

ドバイにおける外国投資家による UAE 以外の GCC 諸国民との事業投資が許可されれば、現行の外国資本の申請に対する規制が緩和されることになるでしょう。ここでは UAE における GCC 諸国の投資家に対する現在の待遇を検証します。

外国投資家の GCC 諸国民との共同出資が認められた場合、GCC 域内の投資家は競って海外の大手企業との合弁事業に参加することが見込まれ、経済活性化が期待できます。ドバイにおける外国投資家の事業設立費用も軽減されるでしょう。また、各産業における経験をアピールすることで海外からの事業を誘致しようとする地域の共同投資家との間で、専門分野の発展が進むことも見込まれるでしょう。

GCC 諸国民の現在の待遇

UAE 政府は、2002 年 UAE 法第 55 号により、GCC 諸国間における統一経済

協定(GCC 協定) (1981 年 11 月署締結、2001 年 12 月改正) を批准しました。GCC 協定は、その理念を実施するための法規がそれぞれの国で施行された上で、すべての GCC 諸国民が、投資、サービス業、不動産、株式、企業設立などすべての経済活動において同じ待遇を受けることを保証することを定めています。UAE 内閣決議 2007 年第 4 号によると、GCC 諸国民は、UAE で、下記を除くすべての経済活動および職業を行なうことが認められています。

- ・ ハッジ (巡礼) およびウムラ儀式のサービス
- ・ 労働力の供給
- ・ 商業興信所
- ・ リハビリテーション・センター、障害者のケアホーム、老人ホーム、コミュニティー・サービス・センターなど特定の社会活動
- ・ 報道機関、出版社、新聞社など特定の文化活動

上記の活動は、UAE 国民に限り行なうことが認められています。

DED は、ドバイにおいて、1984 年 UAE 法第 8 号 (以下「会社法」) に則り、GCC 諸国民がほかの GCC 諸国民あるいは UAE 国民と共同出資で、または、全額出資で、会社法人を設立することを認めています。GCC 諸国民が外国投資家と会社を設立した場合、会社株式の 51%以上は UAE 国民が所有しなければなりません。あるいは、UAE 国民による完全所有の会社でなければなりません。この慣習は、UAE の各首長国で行なわれています。つまり、外国資本の制約は UAE 以外の GCC 諸国民が UAE 国内で企業を完全所有することを妨げないものの、ほかの海外投資家が関与する場合、UAE 国民と同等の待遇は GCC 諸国民へ与えられないということです。

DED の懸案は施行されていませんが、UAE で事業を始めたい外国投資家にとって、現状でも数々の選択肢があります。以下、一般的ないくつかのオプションに関し詳しく掘り下げます。

LLC

会社法の規定に則り、LLC の株式は、少なくとも 2 人以上の株主によって所有されなければならない、許される株主の数は 50 までとされています。既述のとおり、UAE 国民、あるいは UAE 国民が完全所有する会社の所有株は LLC の

51%を下回ってはいけません。

LLC は通常、取引、契約、工業活動を行いません。一般に、LLC はコンサルタント業務またはアドバイザー専門業務を行なう免許を取得することはできません。

外国投資家が、会社法の規定にかかわらず、LLC を設立し、その経営および利益の主導権を維持することを望む場合、外国投資家が事実上 LLC を管理・経営することができるよう特定の安全措置を講じることは可能です。そのような対策は、UAE 法に違反しないよう細心の注意を払って書面化する必要があります。

海外企業の支店

会社法に基づき、外国企業はUAEで支店を登録することができます。支店登録の主な利点は、支店は親会社である海外企業から独立した個別の法人とはみなされないため、UAE国民がその支店の所有権を持つ必要はないことにあります。つまり、外国企業は、その支店の実務および利益に対する全権限を維持することができます。

外国企業の支店登録には、UAE経済省だけでなく、さまざまな政府部局への登録が必要です。外国企業は、その代理人（サービスエージェント）としてUAE国民を任命する必要があります。この種の代理契約は、UAEで個別の法令で定められている商業代理店との関係とは異なり、業務の代行契約です。通常、サービスエージェントは、毎年定額の報酬を受け取り、業務を代行し、場合によっては、売り上げの一部を受け取ります。この報酬のほか、サービスエージェントは、特定の協定がない限り、収益の配分を受けたり、支店の資産を所有したり、他の費用やコミッションを受け取ったりすることはありません。

一般に、支店に与えられるライセンスは、アドバイザーやコンサルタントなどの専門職を含むサービス業務に限定されます。一方、“駐在員事務所”では、海外企業が、UAE内の首長国において、商品およびサービスの販売はできませんが、その販売促進活動を行なうことは許されています。

フリーゾーン企業

UAEのフリーゾーンに設立された会社（以下「フリーゾーン企業」）は、100%外国資本による出資が認められています。しかし、フリーゾーン企業によるUAE国内での商業活動は禁じられています。フリーゾーン企業の多くは、製造および湾岸地域への輸出関連事業に従事していますが、中には、ドバイのテクノロジー、メディア関連のフリーゾーンに焦点を当てる企業もあります。また、フリーゾーンに登録支店を設立することも可能です。

UAE内の様々なフリーゾーンは、それぞれ異なる監督機関によって管理されているため、外国投資家がフリーゾーン企業としてのライセンスを取得するには、その関連機関に登録する必要があります。フリーゾーンはそれぞれ個別の登録条件を定めています。

UAE国内、あるいはフリーゾーンで事業を開業するには、それぞれ様々な利点と不利点があります。フリーゾーン企業の設立における明白な利点は、オンショア企業の設立とは異なり、外国投資家はフリーゾーン企業を100%所有できるということにあります。また、フリーゾーン内において、フリーゾーン企業は長期間の免税が保証されます。

しかし、根本的に、フリーゾーン企業はUAE国内での取引を制限されています。実際には、オンショアの関係当局は、外国企業（あるいはフリーゾーン企業）に対し、オンショアでの登録および免除を得ていない活動であっても、それが企業の主業務に付随する偶発的な活動であり、国内で常習的に続くものでない限り、一定の活動を認めています。しかし、どの程度までそのような慣習が許され、取り締まられないのかは明らかではなく、いつ、そのような方針あるいは取り締まり手続きが変わるのか予想できません。フリーゾーンおよびUAE国内には、大手国際企業が存在するため、UAEのどこで主に取引を行なうのか、慎重に確認し、国内あるいはフリーゾーンのいずれかで登録すべきか決定することが大切です。

外国資本規制の今後

新UAE商業会社法は、外国投資家に対する資本制約を緩和するものと期待されて、長らく経ちます。2013年5月、新商業会社法の法案が連邦諮問評議会（事実

上のUAE国会)を通過しました。しかし、新法の施行に至るには、さらに大統領の承認と署名を得た上で法制化されなければなりません。商業会社法案は、まだ公開されていません。したがって、この新法案で定められるであろう条項について確信を持って意見を述べることは出来ません。2011年に公開された法案では、外国資本の規制については具体的に定められていませんでした。しかし、同法案では、閣議によって、UAE国民に限定される活動領域、および外国資本の出資比率に対する制限が緩和される企業の種類、あるいは活動の種類、を決定できるとされていました。これらの規定は新法案からは削除されたと広く報道されています。外国資本に対する規制については、外国投資に関する特定の法律で定められるものと見込まれます。ただし、新たに制定が検討されている外国投資法が、外国投資家と共同出資するGCC諸国民に、UAE国民と同等の待遇を与えるか否かは、やはり定かではありません。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Clyde & Co LLP)